

別表第9（第67条関係）

評価書案に係る見解書の構成基準

第1 評価書案に係る見解書の構成

次に掲げる事項について、次に掲げる順序に従い記載すること。

- 1 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 対象事業の名称及び種類
- 3 対象事業の内容の概略
- 4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要
- 5 条例第49条第1項の規定により知事が定めた事業段階関係地域
- 6 条例第54条において準用する条例第18条第1項の意見書及び条例第54条において準用する条例第19条第1項の求めに応じて提出された事業段階関係区市町村長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解
- 7 条例第48条第1項第2号に掲げる事項を変更した場合は、変更前及び変更後の内容、変更年月日並びにその理由
- 8 その他
 - (1) 評価書案に係る見解書を作成した者の氏名及び住所並びに見解書の作成の全部又は一部を委託した場合にあつては、その委託を受けた者の氏名及び住所（いずれも法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 評価書案に係る見解書を作成するに当たって参考とした資料の目録

第2 評価書案に係る見解書の体裁

- 1 用紙の規格は、原則として日本産業規格A列4番によること。
- 2 横書き、左とじとすること。